

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行はトップツアー株式会社京都支店（京都市下京区寺町通松原下ル植松町733河原町NNNビル6F／観光庁長官登録旅行業第38号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の申込書によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「宿泊・弁当・交通手配のご案内」『3、お支払い』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「宿泊・弁当交通手配のご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「宿泊・弁当交通手配のご案内」『4、変更・取消料』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して

通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③ 自由行動中の事故 ④ 食中毒 ⑤ 盗難 ⑥ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

① 旅行開始日または旅行終了日 ② 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③ 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④ 運送機関の種類または会社名 ⑤ 本邦内の出発空港または到着空港の異なる便への変更 ⑥ 宿泊機関の種類または名称 ⑦ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧ 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

① 次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

② 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内、及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、

予め電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提供先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。(2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、販売店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社経営企画部長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2) この旅行条件・旅行代金は2014年5月9日現在を基準としております。

(H25.4版)

●お申込み・お問い合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

 **トップツアー株式会社 京都支店**

京都市下京区寺町通松原下ル植松町733
河原町 NNN ビル 6F

特定正金業行経
業金金業型

電話番号 075-361-5351 FAX 番号 075-341-1878

営業時間 月～金 9:00～18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：阿部 光太郎

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。